

市有財産随時売払い募集要領

- (1) この募集は、市があらかじめ定めた予定価格で最初に申し込みされた方に購入していただきます。
- (2) 買受人は受付の先着順で決定しますので、買受人が決定した日で受付を終了します。
- (3) 申し込みされる方は、事前にこの募集要領をよくお読みになり、また、必ず現地を確認してください。

福井市上下水道局経営部経営管理課
福井市大手3丁目13番1号
TEL (0776) 20-5615
FAX (0776) 27-2753

1 随時募集物件

所 在	福井市冬野町26字岡山121番
地 目	宅 地
地 積	229.25㎡
予定価格	2,861,000円

◎詳細は、物件調書をご覧ください。

2 申込者の資格

個人及び法人とします。2名以上の共有名義での購入も可能です。

ただし、次に掲げる者は申込みをすることができません。

- (1) 土地売買契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者でそれぞれに規定する事実があった日から3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 本市の競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 本市の競争入札における落札者に対して本市との契約の締結を妨げた者又は本市との契約をした者に対して当該契約の履行を妨げた者
 - ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、本市の職員の職務の執行を妨げた者
 - エ 正当な理由がなく、本市との契約を履行しなかった者
 - オ アからエまでのいずれかに該当する者を本市との契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 申込受付

(1) 申込方法

随時売払いによる買受を希望する方は、下記の書類を提出してください。

- ア 市有財産買受申込書
- イ 個人にあっては住民票、法人にあっては登記事項証明書（3か月以内のもの）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内のもの）

(2) 受付場所

福井市大手3丁目13番1号

福井市上下水道局経営部経営管理課（上下水道局庁舎3階）

電話 0776-20-5615

(3) 受付の方法

上記受付場所へ持参してください。土曜日、日曜日及び祝祭日は除きます。

受付時間は午前8時30分から午後5時15分です。

(4) 留意事項

- ①共有名義で買受を希望する方は、「市有財産買受申込書」に共有名義者全員の氏名の記入、押印をしてください。
- ②買受申込書の名義で、契約および所有権移転登記を行います。
- ③押印は実印を使用してください。
- ④売却物件は現状での引渡しですので、必ず事前に、ご自身で現地をご確認ください。
- ⑤提出していただいた書類は一切返却しません。

4 売払いの決定

先着順により申請書を受付します。ただし、同時に複数の申込みがあった場合はくじ引きにより受付順位を決定します。

提出された申請書の内容を審査した後、売払いが決定します。

5 売買契約の締結、売買代金の納付方法

売払いが決定した方には、決定通知書を送付いたしますので、通知を受けた日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）に売買契約を締結してください。

支払いの方法は次の（1）又は（2）の方法となります。支払い方法については、事前にご確認いたします。

なお、期限内に契約を締結しない場合は、売払いの決定は無効となりますので、ご注意ください。

(1) 売買契約締結と同時に売買代金を納付する方法

- ①決定通知書とともに、契約書2通及び納入通知書を送付します。
- ②通知を受けた日から、5日以内（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）に納入通知書により本市が指定する金融機関で売買代金全額を納付してください。
- ③売買代金を納付したら、以下のものを持って経営管理課へお越してください。売買契約の締結後、本市にて所有権移転登記の手続きを行います。
 - ア 売買代金を納入した領収書
 - イ 署名、押印した契約書2通（1通のみ収入印紙貼付）
 - ウ 登録免許税（収入印紙）

(2) 売買契約時に契約保証金（売買代金の100分の10以上）を納付、売買契約締結から30日以内に売買代金を納付する方法

- ①決定通知書とともに、契約書2通及び納入通知書（契約保証金分）を送付します。
- ②通知を受けた日から、5日以内（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）に納入通知書により本市が指定する金融機関で契約保証金を納付してください。
- ③契約保証金を納付したら、以下のものを持って経営管理課へお越してください。

契約を締結いたします。

ア 契約保証金を納入した領収書

イ 署名、押印した契約書2通（1通のみ収入印紙貼付）

④契約締結日から30日以内（30日にあたる日が土曜日、日曜日及び祭日等、金融機関の休業日の場合は、翌営業日。）に納入通知書により残りの売買代金を納付してください。（納入通知書は、契約締結時にお渡しいたします。）

⑤売買代金を納付したら、以下のものを持って経営管理課へお越してください。

本市にて所有権移転登記の手続きを行います。

ア 売買代金を納付した領収書

イ 登録免許税（収入印紙）

なお、30日以内に売買代金を支払わない場合には、契約保証金は本市に帰属することになりますので、ご注意ください。

6 所有権の移転等

- (1) 売買代金を完納した時に所有権が移転し、同時に売却物件を現状有姿で引き渡したものとします。
- (2) 所有権の移転登記は、本市が行います。
- (3) 売買契約書に貼る収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税は、申込者の負担となります。

7 売却物件における使用上の制限事項

- (1) 売却物件の引渡しを受けた日から5年間は、当該売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により、営業時間、営業区域等を制限される業務の用途に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し若しくは貸してはいけません。
- (2) 当該物件を福井市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用途に供し、又はその用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し若しくは貸してはいけません。

8 契約不適合責任

買受人は、売買契約の締結後に、引き渡された売買物件に関して契約の内容に適合しないこと（地下埋設物や土壌汚染等の隠れたものも含む）を理由として、目的物の修補請求、代替物の引渡請求、履行の追完の請求、代金減免の請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることはできないものとします。ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、売却物件の引渡しの日から2年間に限り可能です。

9 その他

前各項に定めるもののほか、売払いに関し必要な事項は、福井市上下水道局会計規程（令和2年福井市公営企業規程第29号。以下「会計規程」という。）及び会計規程第92条において準用する福井市財務会計規則（昭和39年福井市規則第11号）の定めるところによるものとします。